

小児慢性特定疾病医療費助成制度における 指定医療機関の更新申請手続きについて

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費助成制度においては、所在地を所轄する実施主体から指定を受けた医療機関等（指定医療機関）が行う医療に限り、小児慢性特定疾病患者の方が医療費助成を受けることができます。

名古屋市に所在地のある医療機関が、その有効期間を更新するためには、有効期間の終期までに、名古屋市へ更新申請をしていただく必要があります。それまでの申請内容に変更のあった場合、それについても併せてご申請ください。

1. 指定医療機関の要件・責務

【要件】

- (1) 以下の医療機関等であること。
 - ・健康保険法に基づく保険医療機関
 - ・健康保険法に基づく保険薬局
 - ・健康保険法に基づく指定訪問看護事業者
- (2) 児童福祉法第19条の9第2項で定める欠格要件に該当していないこと。（欠格要件の詳細については、申請書の裏面を参照してください。）

【責務】

- (1) 指定医療機関の診療方針は健康保険の診療方針の例による。
- (2) 厚生労働大臣の定める療養担当規程に基づき、良質かつ適切な医療を行うこと。

2. 提出書類

指定小児慢性特定疾病医療機関 更新申請書（第5号様式）

3. 申請書類提出先

別添「指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書（様式1）」を医療機関の所在地を所管する実施主体（下記参照）へ提出してください。

〈提出先〉名古屋市子ども青少年局子育て支援課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1 ☎052-972-2629

4. その他

- ・指定医療機関として更新された場合は、名古屋市等から申請者あてに更新通知を送付します。
- ・更新した医療機関については、有効期限の更新後（変更内容がある場合、申請内容が変更され）、名古屋市ホームページ等で公表します。
- ・指定の有効期間は、申請日の受理日から5年が経過した日の属する年の末日までで、その後は6年ごとの更新となります。（原則として更新申請が必要となります。）

〈問い合わせ先〉

名古屋市子ども青少年局子育て支援部子育て支援課 電話 052-972-2629